

## 鹿屋市肉用牛生産基盤力強化事業賞賜金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産経営を取り巻く厳しい状況の中で本市肉用牛生産業の基盤となっている小規模肉用牛農家の経営継続及び規模拡大を奨励するため、子牛せり市において雌子牛の自家保留を行った経営体に対し、鹿屋市肉用牛生産基盤力強化事業賞賜金（以下「賞賜金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 賞賜金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、肝属中央家畜市場又は曾於中央家畜市場で行われるせり市において、繁殖雌牛として飼養管理する目的で雌子牛を自家保留した者で次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 本市で本人名義の肉用繁殖雌牛を飼育し、肉用牛繁殖経営を営んでいる者
- (3) 肉専用種繁殖雌牛台帳等で飼育者として確認できる者
- (4) 前年度の12月末日において肉用牛繁殖母牛飼養頭数が20頭未満の者
- (5) 市税の滞納がない者

(賞賜金の額)

第3条 賞賜金の額は、1支給対象者当たり5万円とし、賞賜金の支給は、1年度につき1回限りとする。

(申請の方法及び支給の決定)

第4条 支給対象者は、賞賜金の支給を受けるに当たり、鹿屋市肉用牛生産基盤力強化事業賞賜金支給資格確認書兼口座振込申出書（別記第1号様式）に鹿屋市肉用牛生産基盤力強化事業確約書（別記第2号様式）、自家保留した雌子牛を繁殖雌牛として飼養管理することを証する書類として子牛登記書の写し及びせり市計算書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、内容を確認し、賞賜金の支給資格があると認めるときは、賞賜金を支給する。
- 3 賞賜金の支給は、支給対象者が指定した金融機関の口座に振り込むことにより

行うものとする。

4 支給対象者が支給対象年度の3月31日までに第1項に規定する書類の提出を行わなかったときは、当該支給対象者が賞賜金の受給を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還等)

第5条 市長は、賞賜金の支給を受けた者が、偽りその他不正の手段により賞賜金を受けたと認めたときは、既に支給した賞賜金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第6条 賞賜金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

鹿屋市肉用牛生産基盤力強化事業賞賜金支給資格確認書兼口座振込申出書

年 月 日

鹿屋市長 様

1 支給対象者

氏 名	印	生年月日	年 月 日
住 所			
電話番号			

2 支給希望の有無（注 どちらかに○を記入してください。）

【    】 希望する                      【    】 希望しない

3 受取方法（注 どちらかに○を記入してください。）

【    】 市（農林商工部畜産課）に登録がある口座への振込みを希望

【    】 新たに指定する口座（支給対象者の名義）への振込みを希望

金融機関名・支店名	
口 座 種 別	1 普通    2 当座    3 その他（        ）
口 座 番 号	
口座名義（フリガナ）	

注 新たに口座を指定する場合は、通帳の写しを添付してください。

第2号様式（第4条関係）

鹿屋市肉用牛生産基盤力強化事業確約書

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

氏 名

印

（署名又は記名押印）

私は、令和 年度鹿屋市肉用牛生産基盤力強化事業賞賜金の支給を受けるに当たり、審査の範囲内において、鹿屋市における私の税情報に関する照会及び調査に同意するとともに、関係書類を提出し、自家保留した雌子牛を繁殖雌牛として飼養管理することを確約します。

記

添付資料

- (1) 子牛登記書の写し
- (2) せり市計算書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類